

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正の新旧対照表

○平成28年個人情報保護委員会告示第6号（個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)	個人情報保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)
目次 [略] 【凡例】 [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、 <u>令和7年6月1日時点</u> の条番号を示すものとする。	目次 [同左] 【凡例】 [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、 <u>令和7年4月1日時点</u> の条番号を示すものとする。
1・2 [略]	1・2 [同左]
3 個人情報取扱事業者等の義務	3 個人情報取扱事業者等の義務
3-1・3-2 [略]	3-1・3-2 [同左]
3-3 個人情報の取得（法第20条・第21条関係）	3-3 個人情報の取得（法第20条・第21条関係）
3-3-1 適正取得（法第20条第1項関係）	3-3-1 適正取得（法第20条第1項関係）
[略]	[同左]
個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※	個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※

1) してはならない(※2)。

【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

[略]

(※1) [略]

(※2) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)が科され得る。

3-3-2~3-3-5 [略]

3-4・3-5 [略]

3-6 個人データの第三者への提供(法第27条~第30条関係)

3-6-1 第三者提供の制限の原則(法第27条第1項関係)

[略]

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで提供してはならない(※2)(※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

1) してはならない(※2)。

【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

[同左]

(※1) [同左]

(※2) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科され得る。

3-3-2~3-3-5 [同左]

3-4・3-5 [同左]

3-6 個人データの第三者への提供(法第27条~第30条関係)

3-6-1 第三者提供の制限の原則(法第27条第1項関係)

[同左]

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで提供してはならない(※2)(※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

[略]

(※1) [略]

(※2) [略]

(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 179 条により刑事罰（1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】 [略]

【第三者提供とされない事例】 [略]

[略]

3-6-2~3-6-6 [略]

3-7~3-11 [略]

4 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

法第 148 条

[略]

法第 178 条

[同左]

(※1) [同左]

(※2) [同左]

(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 179 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】 [同左]

【第三者提供とされない事例】 [同左]

[同左]

3-6-2~3-6-6 [同左]

3-7~3-11 [同左]

4 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

法第 148 条

[同左]

法第 178 条

<p>第 148 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>法第 184 条 [略]</p>	<p>第 148 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>法第 184 条 [同左]</p>
<p>[略]</p> <p>5～10 [略]</p> <p>【付録】 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>5～10 [同左]</p> <p>【付録】 [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	